

市・県民税、所得税の申告相談が始まります。

【問】 税務課 ☎ 0854-40-1034

市・県民税、所得税の申告相談を2月15日(金)から3月15日(金)の期間に実施します。日程表で相談会場をご確認のうえお出掛けください。

なお、大東税務署での所得税申告相談の開設期間は **2月18日(月)から3月15日(金)** です。還付申告書は1月から提出できますので、お早めにご準備ください。

申告書はご自分で作成して提出いただくものですが、相談が必要な場合は、収入金額や控除額が分かる給与・年金などの源泉徴収票、控除証明書等の原本を必ずお持ちのうえ相談会場へお出掛けください。

● 期間中（本庁舎での開設日を除いて）は、職員が会場に出掛けるため税務課では受け付けができません。市民税に関する問い合わせも即答できない場合がありますのでご了承ください。

● 申告会場は大変混み合います。来場されても長時間お待ちいただく場合や一旦お帰りいただく場合があります。

● 医療費の集計や農業経費が集計できていない場合は、一旦集計していただいた後にお受けしますのでご了承ください。



マイナンバーの記載について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入により、平成28年分

の申告からマイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。

マイナンバーを記載した申告書の提出の際は、「本人確認」をします。本人確認は、マイナンバーが正しいものであることの「番号確認」と、申告される方がマイナンバーの正しい持ち主であることの「身元確認」によって行いますので、相談会場には次のものをお持ちください。

《番号確認ができるもの例》

- 個人番号カード
- 通知カード
- マイナンバーが記載された住民票の写し

《身元確認ができるもの例》

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 健康保険証
- 身体障害者手帳
- 確定申告のお知らせはがき
- 源泉徴収票
- 国税、地方税、社会保険料、公料金の領収書
- 住民票の写し

所得税の確定申告について

《確定申告が必要な方の例》

① 農業や営業などの事業を営んでいる方や不動産所得、一時所得（保険の満期金など）、配当、不動産の譲渡などがあり、その所得の合計

額が所得控除の合計額を超える方
② 年末調整を受けた給与以外に所得が20万円を超える、または年末調整を受けた給与以外の給与収入が20万円を超える方

《確定申告ができる方》

① 各種所得控除の追加や修正により源泉徴収された所得税が戻ってくる方

② 勤務先で年末調整を受けておられず、申告すると源泉徴収された所得税が戻ってくる方

《確定申告不要制度》

公的年金受給者の方は、年金収入が400万円以下で他の所得が20万円以下の場合には確定申告する必要はありません。

※ 所得税の還付を受けるためには、確定申告する必要があります。

《申告に必要なもの》

- ① 本人確認ができるもの（例…運転免許証、個人番号カードなど）
- ② 本人のマイナンバーが分かるもの（例…通知カード、個人番号が記載された住民票）
- ③ 印鑑（認印で可）※新たに振替納税を利用される場合は金融機関の届け印
- ④ 給与・年金などの源泉徴収票（原本、少額の報酬等も忘れずに）
- ⑤ 収支内訳書（営業所得、農業所得や不動産所得がある方）
- ⑥ 生命保険などの満期金や定期年金

の給付金額が分かるもの

⑦各種所得控除（社会保険料、生命保険料、地震保険料など）の支払証明書、医療費控除の明細書、障害者手帳など

⑧本人の預貯金口座が分かるもの（所得税の振替、還付金の受け取りのため）

《ご注意ください》

①農業所得

相談が必要な方は、収入や経費を科目ごとに集計してからお出掛けください。

相談が必要ない方は記名・押印、連絡先を記入して税務課もしくは総合センター市民福祉課または大東税務署（確定申告書と併せて）に提出してください。

減価償却費の計算や不明な点は大東税務署または税務課へ問い合わせください。

収支内訳書は各総合センターに用意しているほか、市ホームページ、国税庁ホームページに掲載されています（市報1月号に様式と記載要領を載せています）。

②社会保険料控除

国民年金保険料は、日本年金機構が発行する「社会保険料控除証明書」を添付してください。証明書の再発行は専用ダイヤルへ問い合わせください。

専用ダイヤル

TEL 0570-05-1195

③医療費控除

昨年の申告から医療費領収書の添付の代わりに、「医療費控除の明細書」を作成し提出する方法に変わっています。支払った医療費は必ず人ごと、さらに病院、薬局ごとに分けて合計額を記入してください。

医療費領収書は税務署から提示を求められることがありますので5年間ご自分で大切に保管してください。

おむつ代の医療費控除を受けるときは、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降で一定の場合は医師が作成する証明書の代わりに雲南広域連合長が無料で交付する「おむつ代医療費控除証明書」でもよいとされています。

医療費は他の控除が多く税額が生じないときは計算する必要はありません。

おむつ代の証明と次の「障害者控除対象者認定書」について詳しくは市報1月号17ページをご覧ください。

④障害者控除

障害者手帳をお持ちでない場合でも要介護認定を受けている方は障害者控除に該当する場合があります。

これらの方が障害者控除を受けるときは、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

⑤配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除の適用にあたって本人

パソコンでもスマホでも 確定申告書が送信可能へ

ID・パスワード方式！

用意するのは、次の2つ！

(ID・パスワード方式に対応した)

- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)



IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

- ・一度発行すれば翌年以降の手続きは不要です。
- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
- ※マイナンバーカードを利用する**マイナンバーカード方式**による申告もできます。
- ※ID・パスワード方式は暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



スマホ×確定申告 スマート申告が始まります

の所得に上限が設けられました。また、配偶者特別控除にも同様に上限が設けられ、併せて配偶者の所得の上限が拡大されました。詳しくは市報12月号23ページをご覧ください。

⑥扶養控除

所得が38万円以下の扶養親族は扶養控除の対象になります。給与収入では103万円以下、年金収入では108万円以下（65歳以上は158万円以下）の方です。

16歳未満の扶養親族は控除額の適用はありませんが、扶養人数が市・県民税額に影響する場合がありますので該当欄に記載してください。

⑦住宅借入金等特別控除

住宅ローンを利用して住宅を新

築・増築し、一定の要件を満たす場合は、税額控除が受けられます。最初の年は税務署で確定申告してください。

《申告書は自分で作成を》

収支内訳書や確定申告書は自分で作成し申告・納税することが基本です。申告書は大東税務署に郵送または時間外収受箱に直接投函することにより提出できます。申告書は大東税務署に用意しているほか、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。また、税務署でID・パスワードの交付を受けてスマートフォンから申告できるようにするなど、今年から電子申告が一段と便利になっています。所

得税について詳しくは左記まで。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

タックスアンサー
www.nta.go.jp/taxanswer

大東税務署
☎0854-43-2360

市・県民税の申告について

市・県民税は、1月1日現在の住所地で前年中の所得に基づいて課税されます。期限までに申告をお願いします。申告に必要な書類は、所得税の確定申告と同様です。

《申告書の提出が不要な方》

平成30年中の収入が給与や年金のみで、医療費控除や障害者控除、寡婦（寡夫）控除などの各種控除を追加しない方は申告書を提出する必要はありません。

所得税の確定申告書を提出された方も市・県民税申告書を提出する必要はありません。

《申告書の提出がないと》

申告書の提出（右記の人を除いて）がないと、各種手続きに必要な所得（課税）証明書の発行が受けられない

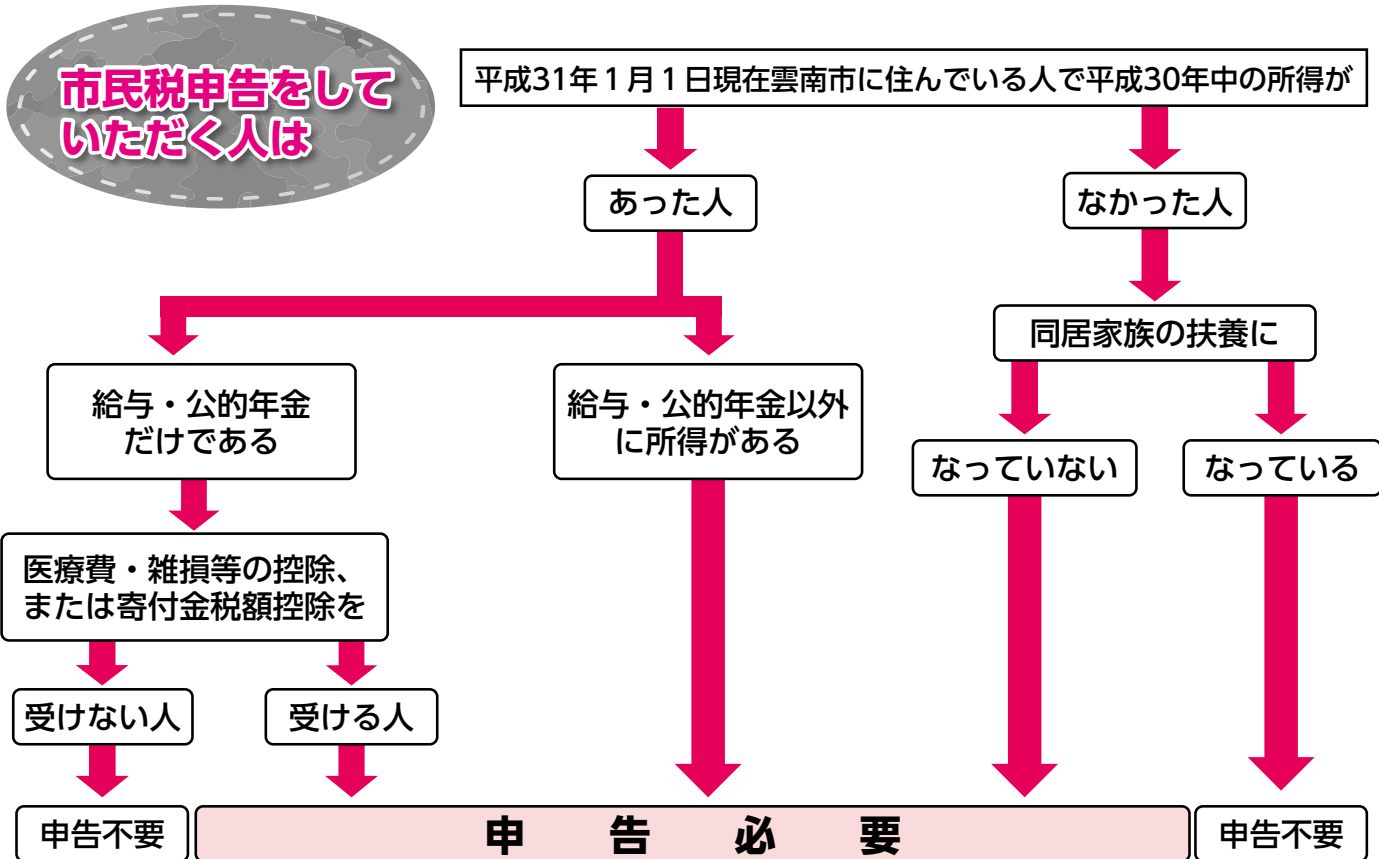
かったり、国民健康保険料等の軽減が受けられないことがあります。どなたの税法上の扶養にもなっておらず、収入がない方または非課税年金（遺族年金・障害年金等）のみの方も申告書の提出が必要です。この場合は申告書裏面、左下の16非課税所得等に関する事項の該当欄に☑をして、表面に署名押印のうえ提出をお願いします。

《申告書は自分で作成できます》

市・県民税申告のみの場合でも、申告会場へ行かず自分で作成・提出できます。

本号掲載の申告書を切り取り、署名・押印（連絡先も忘れずに）、必要事項を記入し、添付書類と共に封筒等に入れ、封筒外側にも氏名・住所を記載し封をしたうえで税務課もしくは総合センター市民福祉課まで提出してください。各種証明書の添付がない場合は税の計算上、適用できない場合がありますのでご注意ください。

申告書、記載例、収支内訳書、その他用紙は税務課、総合センター市民福祉課に備え付けのほか、市ホームページにも掲載していますのでご利用ください。



※ただし、所得税の確定申告書を提出した人や公的年金のみで控除など追加する必要がない人は市・県民税申告書を提出する必要はありません。

平成30年分 所得(所得税・住民税)申告相談日程表

受付時間 8:30~16:00 相談時間 9:00~12:00 / 13:00~17:00

月日	会場	【本庁舎】	【大東町】	【加茂町】	【木次町】	【三刀屋町】	【吉田町】	【掛合町】
		2階201~203会議室	大東地域交流センター	加茂総合センター	木次総合センター *は温泉交流センターのみ	三刀屋交流センター2階	吉田総合センター *は田井交流センターのみ	掛合交流センター *は波多交流センターのみ
2月15日	金			立原・近松		飯石		
2月16日	土	休日						
2月17日	日	休日						
2月18日	月			南加茂・北大西		中野		
2月19日	火			南大西・宇治・大竹		鍋山		
2月20日	水	雲南市全域		東谷・昭和・砂子原		鍋山		
2月21日	木	雲南市全域		三代・猪尾・岩倉		一宮		
2月22日	金	里方・山方		神原・延野・大崎		一宮		
2月23日	土	休日						
2月24日	日	休日						
2月25日	月			加茂中	西日登	三刀屋		
2月26日	火		海潮		寺領	三刀屋		
2月27日	水		海潮・塩田		木次・新市			
2月28日	木		佐世・海潮		宇谷・下熊谷			波多(*)
3月1日	金		佐世・阿用		上熊谷・東日登			
3月2日	土	休日						
3月3日	日	休日						
3月4日	月		佐世・阿用					入間・穴見
3月5日	火		春殖				曾木・上山(*)	多根・松笠
3月6日	水		春殖				深野・川手(*)	多根・松笠
3月7日	木		春殖・幡屋					掛合
3月8日	金		幡屋		湯村・平田(*)			掛合
3月9日	土	休日						
3月10日	日	休日						
3月11日	月	雲南市全域	大東・幡屋				梅木・上町・下町・川原町	
3月12日	火	雲南市全域	大東・久野				芦谷・菅谷・高殿・川尻	
3月13日	水	雲南市全域	大東・久野				杉戸・大吉田・宇山・民谷	
3月14日	木	雲南市全域						
3月15日	金	雲南市全域						

○斜線の日には各申告会場では申告相談を受け付けできませんので、他会場へおまわりください。

○混雑を避けるため地区割りをしておりますが、ご都合がつかない場合は別の日にお出掛けいただいても構いません。

○午前中は相談会場が大変に混み合います。時間に余裕を持ってお出掛けください。

平成31年度 市民税・県民税申告の諸控除一覧

所得から差し引く金額

⑪	医療費控除	あなたやあなたの扶養親族等の医療費を支払った場合 控除額=(医療費-保険等で補てんされた金額)-10万円または 総所得金額等の5%のいずれか少ない額		
	特例	一定の取組(検診、健診、予防接種等)を行った方が対象 控除額=(特定一般用医薬品等購入費-保険等で補てんされた金額)-12,000円 ※最高88,000円		
⑫	社会保険料控除	あなたが支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などがある場合 [全額が控除対象額]		
⑬	生命保険料控除	区分	支払保険料	控除額
		新契約	12,000円以下	支払額全額
			12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円
			32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円
			56,001円以上	一律28,000円
		旧契約	15,000円以下	支払額全額
			15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円
			40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
			70,001円以上	一律35,000円
		新契約と旧契約の双方で保険料がある場合は、新旧それぞれの計算方法で算出した金額の合計額 [限度額 28,000円] 一般分、個人年金分、介護医療分について、上の算式で計算した金額の合計額 [控除限度額 70,000円]		
⑭	地震保険料控除	区分	支払保険料	控除額
		地震保険(A)	50,000円以下	支払額×1/2
			50,001円以上	25,000円
		旧長期損害保険(B)	5,000円以下	支払額全額
			5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
		15,001円以上	10,000円	
Aの控除額 + Bの控除額 [控除限度額25,000円]				

<別表3> 配偶者控除の求め方

(配偶者の年齢)

あなたの合計所得金額	一般(70歳未満)	老人(70歳以上)
900万円以下	330,000円	380,000円
900万円超 950万円以下	220,000円	260,000円
950万円超 1,000万円以下	110,000円	130,000円

※どなたの税法上の扶養にもなっておられない方で、収入がない方、または非課税年金(遺族年金・障害年金等)のみの方は申告書の提出が必要です。その場合は申告書裏面、左下の「16 非課税所得等に関する事項」の該当欄に☑をして、表面に署名押印のうえ提出をお願いします。

「医療費控除の明細書」の記載例

1. 医療費通知に関する事項

医療費通知に記載された医療費の額	その年中に実際に支払った医療費の額	生命保険や社会保険で補てんされる額
100,000	100,000	20,000

※医療費通知がある場合は1.に記入し原本を添付します。医療費通知にないものは2.明細欄に記入していきます。

2. 医療費(上記1以外)の明細

医療を受けた方の氏名	病院など支払先名称	医療費の区分	支払った医療費の額	生命保険などで補てんされる額
雲南太郎	C病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	50,000	
〃	D薬局	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	2,000	
〃	B医院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	30,000	
雲南花子	C病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	150,000	60,000
〃	D薬局	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	30,000	
〃	K医院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	20,000	
〃	H薬局	☑診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	7,000	
〃	T事業所	□診療・治療 ☑介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費	40,000	
〃	S店	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医療品購入 □その他の医療費	4,000	
合計			333,000	60,000

※人ごとに、さらに病院・薬局等ごとに分けて集計します。

※予防接種、人間ドック、検診など控除の対象にならないものは含めないでください。

※領収書は集計した区分ごとにまとめて保存しておきます。(5年間)

医療費の合計 100,000+333,000-(20,000+60,000)=353,000

※ 医療費は必ず人ごと、病院等ごとに集計してお出掛けください。

<別表4> 配偶者特別控除の求め方

配偶者の合計所得	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
38万円超 90万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
90万円超 95万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
95万円超 100万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
100万円超 105万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
105万円超 110万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
110万円超 115万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
115万円超 120万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
120万円超 123万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

<寄附金控除> 申告書裏面「15 寄附金に関する事項」

前年中に次の①～④の団体に対して行った寄附の合計金額が2,000円を超える場合は、寄附先の名称と寄附金額を記入してください。

- ①都道府県・市区町村 ②日本赤十字社島根支部
③島根県共同募金会 ④島根県または雲南市が条例に指定した団体

人的控除の種類		控除額	
⑯	寡婦(夫)控除	一般	260,000円
		特定の寡婦	300,000円
⑰	障害者控除	普通障害	260,000円
		特別障害	300,000円
		同居の特別障害	530,000円
⑱	勤労学生	260,000円	
⑲	配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の合計所得金額に応じて<別表3>の金額を控除	
⑳	配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の合計所得金額に応じて<別表4>の金額を控除	
㉑	扶養控除	年少扶養(16歳未満)	0円
		一般	330,000円
		特定(19歳以上23歳未満)	450,000円
		老人(70歳以上) 同居老親等以外 同居老親等	380,000円 450,000円

年齢や扶養の判定は、前年12月31日(年の途中で死亡された人については死亡された日)の現況で行います。

平成31年度分（平成30年分） 市民税・県民税 申告書

(兼 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料 申告書)

雲南市長 様		現住所		自治会 ()		世帯番号		
提出年月日		1月1日現在の住所				業種又は職業		
年	月	日	フリガナ	個人番号		電話番号		
			氏名	◎	生年月日	明・大昭・平	世帯主の氏名	続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類	
	損害金額		保険金などで補てんされる金額		差し損失額のうち災害関連支出の金額	
	円	円	円	円	円	円
⑪ 医療費控除	支払った医療費		保険金などで補てんされる金額			
	円	円	円	円	円	円
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料			
					円	
	合計				円	
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計			
	円		円		円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計			
	円		円		円	
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計			
	円		円		円	
⑯~⑰ 寡婦(寡夫)、勤労学生控除	⑯ □ 寡婦(寡夫)控除		⑰ □ 勤労学生控除			
	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還		(学校名)			
⑱ 障害者控除	氏名		障害の程度		級度	
	氏名		障害の程度		級度	
⑲~⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名		生年月日	明・大昭・平		
			配偶者の合計所得金額	円		
	個人番号		同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)			
㉑ 扶養控除	氏名		生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	1		明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		万円
	個人番号					
	2		明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		万円
	個人番号					
	3		明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		万円
	個人番号					
	4		明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		万円
個人番号						

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		
	雑		公的年金等	キ	
			その他	ク	
	総合譲渡		短期	ケ	
			長期	コ	
	一時	サ			
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥		
		雑	⑦		
		総合譲渡・一時	⑧		
		合計	⑨		
	4 所得から差し引かれる金額	雑損控除		⑩	
医療費控除		区分 <input type="checkbox"/>	⑪		
社会保険料控除		⑫			
小規模企業共済等掛金控除		⑬			
生命保険料控除		⑭			
地震保険料控除		⑮			
寡婦(寡夫)控除		⑯			
勤労学生、障害者控除		⑰~⑱			
配偶者控除		⑲			
配偶者特別控除		⑳			
扶養控除		㉑			
基礎控除		㉒	330,000		
合計		㉓			

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税用)」をあわせて提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

16 歳未満の扶養親族(控除対象外)	氏名		生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	
	1		平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			
	個人番号						
	2		平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			
	個人番号						
	3		平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			
	個人番号						
	別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計				

雲南市記入欄	番号確認	本人確認 <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 代	代理人氏名	代理権
	個人力・通知力他 ()	運免・個人力他 ()		委任状・税務代理他 ()

6 給与所得の内訳

〔日給などの給与所得がある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。〕

月	日	給	勤務日数	月収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				円
合計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
			国外株式等に係る 外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時						ハ
					ニ 合計	イ+[(ロ+ハ)×1/2]

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

	氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
1			明・大 昭・平	・	円
	個人番号				
2			明・大 昭・平	・	
	個人番号				
3			明・大 昭・平	・	
	個人番号				
所得税における青色申告承認の有無		あり・なし	合計額		

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用 前の不動産所得	円
事業用資産の 譲渡損失など	資産の種類
	損失額、被災損失額(白)
前年中の開廃業	開始 月 日
	・ 廃止 月 日
他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

	氏名	個人番号	住所
1			
2			
3			

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、上の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

16 非課税所得等に関する事項

遺族年金 障害年金 雇用保険 無職
学生 学校名 ()

前年中に所得がなかった場合は記入してください。

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
住所地の共同募金会、日赤支部	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上覧に記入せず、別途「寄附金控除申告書(二)」を提出してください。

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要はありません。